

食品表示ナビゲーション

2 生鮮食品の表示について

農産物の表示(野菜、果物、豆類、生しいたけ、玄米・精米)、
畜産物の表示(食肉、食用鳥卵)、水産物の表示(魚介類)

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(名称と原産地)

全ての農産物に表示する事項

共通ルールとして **名称・原産地** を表示する。



※複数の原産地のものを混合している場合…重量の割合の高い順に原産地を表示。

食品表示基準 第18条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

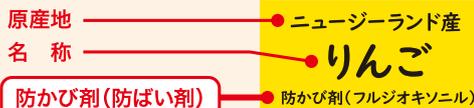
2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(添加物)

防かび剤(防ばい剤)を使った農産物

アボカド、あんず、おうとう、かんぎつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに **防かび剤(防ばい剤)** を使用した場合は添加物を表示する。

(例)りんごに防かび剤フルジオキシニルを使用



食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

特定商品一覧(計量法第12条、第13条関係)

群馬県
HPへ

1. 農産物の表示(内容量と販売事業者)

密封された豆類

豆類を密封して計量販売する場合は、その容器又は包装に **内容量** 及び **販売事業者の氏名又は名称及び住所** を表示する。(計量法)

(例)乾燥した豆類を密封した場合



食品表示基準 第18条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(栽培方法)

生しいたけ

原産地 ● 群馬県産

名称 ● **しいたけ(菌床)**



栽培方法

- 「原木」:原木栽培によるもの
- 「菌床」:菌床栽培によるもの
- 「原木・菌床」「菌床・原木」※混合したものは重量の割合の高い順に表示。

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米)

容器包装に入れられた玄米・精米に表示する事項

別記様式4(食品表示基準)

名 称	産地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米				
内 容 量				
精米時期				
販 売 者				

「精米年月日」から「精米時期」に変更
→経過措置期間:令和4年3月31日まで

販売者の氏名(名称)、住所(所在地)及び電話番号

※文字の大きさについては12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)以上。

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米)

容器包装に入れられた玄米・精米に表示する事項

別記様式4(食品表示基準)

単一原料米の場合

名 称			
原料玄米	産地	品種	産年
内 容 量			
精米時期			
販 売 者			

使用割合は削除



「精米年月日」から「精米時期」に変更
→経過措置期間:令和4年3月31日まで

販売者の氏名(名称)、住所(所在地)及び電話番号

※文字の大きさについては12ポイント(内容量が3kg以下のものは8ポイント)以上。

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の名称)

名称について

- **「玄米」**
もみから、もみ殻を取り除いて調製したもの。
- **「もち精米」**
精米のうち、でん粉にアミロース成分を含まない精米。
- **「うるち精米」又は「精米」**
もち精米以外の精米。
- **「胚芽精米」**
うるち精米のうち、胚芽を含む精米が重量割合で80%以上のもの。

名 称				
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
内 容 量				
精米時期				
販 売 者				

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米について

(1) 単一原料米

産地、品種、産年が同一で、
その証明を受けたもの。

証明米とは国産品にあつては農産物検査法による証明、輸入品にあつては輸出国の公的機関等による証明を受けたものをいう。

単一原料米 の場合

名 称	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米		
内 容 量			
精米時期			
販 売 者			

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米について

(1) 単一原料米

産地、品種、産年が同一で、
その証明を受けたもの。

証明米とは国産品にあつては農産物検査法による証明、輸入品にあつては輸出国の公的機関等による証明を受けたものをいう。

(2) 複数原料米・未検査米 等

単一原料米以外のもの。

複数原料米 の場合

名 称	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
内 容 量				
精米時期				
販 売 者				

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米について

(1) 単一原料米

産地、品種、産年が同一で、
その証明を受けたもの。



証明米とは国産品にあつては農産物検査法による証明、輸入品にあつては輸出国の公的機関等による証明を受けたものをいう。

(2) 複数原料米・未検査米 等

単一原料米以外のもの。

未検査米 の場合

名 称	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
内 容 量				
精米時期				
販 売 者				

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米(産地)について

(1) 国産品

①単一原料米の場合は 都道府県名
(市町村名、一般に知られている地名)

国産品の単一原料米 の場合

名 称	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 〇〇県		
内 容 量			
精米時期			
販 売 者			

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米(産地)について

(1) 国産品

- ① 単一原料米の場合は **都道府県名**
(市町村名、一般に知られている地名)
- ② 複数原料米等の場合は「**国内産**」

国産品の複数原料米の場合

名 称	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			
内 容 量				
精米時期				
販 売 者				

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米(産地)について

(1) 国産品

- ① 単一原料米の場合は **都道府県名**
(市町村名、一般に知られている地名)
- ② 複数原料米等の場合は「**国内産**」

輸入品の場合

名 称	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 アメリカ産		
内 容 量			
精米時期			
販 売 者			

(2) 輸入品

- ① 原産国名((例) **アメリカ**)
- ② **一般に知られている地名**
((例) **アメリカ・カリフォルニア**)

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米(品種・産年)と(使用割合)について

品種・産年

証明を受けた 品種と産年を記載する。

使用割合

- (1) 単一原料米の場合は 削除
- (2) 複数原料米等の場合は「割」で表示
※「%」で表示することはできない。

単一原料米 の例

	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 ○○県	○○	○年産

複数原料米 の例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産 アメリカ産			○割 △割

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米の原料玄米)

原料玄米(内容量)について

内容量

キログラム(kg)、グラム(g)の単位を明記。

名 称	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米				
内 容 量				
精米時期				
販 売 者				

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(玄米・精米のその他の事項)

精米時期・販売者について

精米時期

原料玄米を精白した年月又は年月日を表示。
 玄米は調製時期。輸入米は輸入時期でも可。
 混合したものは最も古い時期を表示。

- 「上旬」:月の1日から10日まで
- 「中旬」:月の11日から20日まで
- 「下旬」:月の21日から末日まで

(表示例) 「令和2年10月1日」「2020.10.1」「2.10.1」
 「20.10.1」「02.10.上旬」「20.10.上旬」

販売者

食品関連事業者の氏名(名称)、住所、電話番号

名 称	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米				
内 容 量	調製時期			
精米時期				
販 売 者				

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(表示例1)

産地、品種、産年が同一である証明米の例

名 称	精米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 群馬県	〇〇ヒカリ	〇年産
内 容 量	〇kg		
精米時期	〇.〇.〇旬		
販 売 者	〇〇米穀株式会社 群馬県〇〇市〇〇町〇一〇一〇 電話 000-000-0000		

※単一原料米のため、「使用割合」の項目は削除する。

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

1. 農産物の表示(表示例2)

複数の原料玄米(全て国内産)をブレンドした例

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			10割
	〇〇県産	〇〇ヒカリ	〇〇年産	8割
	△△県産(産地未検査)			2割

使用割合の列をずらす。

使用割合の高い順に表示する。

※「産地未検査」とは、農産物検査法等による産地の証明を受けていない米穀のことをいいます。

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

2. 畜産物の表示(名称と原産地)

全ての食肉に表示する事項

共通ルールとして **名称・原産地** を表示する。

原産地

国産豚ロース肉

100g △△△円

名称

その内容を表す
一般的な名称

○国産品: **国産である旨**
(都道府県名、市町村名、
一般に知られている地名)

○輸入品: **原産国名**

※食肉の表示に関する
公正競争規約

※複数の原産地のものを混合している場合
…重量の割合の高い順に原産地を表示。

※容器包装に入れないで販売した場合の表示例です。



食品表示基準 第18条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

2.畜産物の表示(原産地の考え方)

食肉の原産地とは？

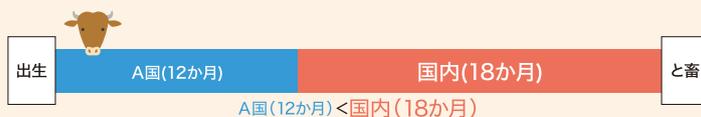
原産地は飼養期間が最も長い国(場所)のことをいう。



()の数字は畜産物の飼養月数

● 国産品の例

輸入



食品表示基準 第18条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

2.畜産物の表示(原産地の考え方)

食肉の原産地とは？

原産地は飼養期間が最も長い国(場所)のことをいう。

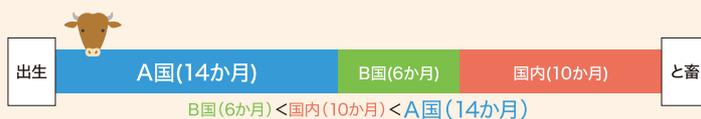


()の数字は畜産物の飼養月数

● 輸入品(A国産)の例

移動

輸入



食品表示基準 第18条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

2.畜産物の表示(表示例)

容器包装に入れられた食肉に表示する事項

国産 牛ばら肉(焼肉用)

● 個体識別番号 1234567890
 ● 100gあたり(円)
 ○ 内容量(g)
 消費期限 ○.○.○
 4℃以下で保存
 「消費期限」又は「賞味期限」
 年月日で表示

● 加工者 ○○食品株式会社
 ○ 円
 群馬県○○市○○町1-1
 お値段(円)

加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

2.畜産物の表示(表示例)

容器包装に入れられた食肉に表示する事項

国産 牛ばら肉(焼肉用) 鳥獣の種類 ※食肉の表示に関する公正競争規約

● 個体識別番号 1234567890
 ● 100gあたり(円)
 ○ 内容量(g)

 個体識別番号(牛トレーサビリティ法)
 生産流通履歴の把握を可能とするため、国内で飼養された牛肉に表示される10桁の数字 ※該当する場合に表示。

 ○ 円
 お値段(円)

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係 群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

食品表示基準Q&A

群馬県HPへ

2.畜産物の表示(その他の表示事項)

- 処理を行った旨及び飲食に供する際に十分な加熱を要する旨

以下のような病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行った場合には、**処理を行った旨**と**飲食に供する際に十分な加熱を要する旨**を表示する。

- ①テンダライズ処理：刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理
- ②タンプリング処理：調味液を機械的に注入する処理
- ③ポーションカット：肉塊やひき肉を、金属容器にぎつく詰め、凍結整形した後、一定の厚みに切ること(結着肉)
- ④タレかけ：肉を容器包装に入れた後、調味液を加えること ※②～⑥は加工食品に分類される。
- ⑤漬け込み：肉に調味液を加え、漬け込むこと
- ⑥ミキシング：肉に調味液を加え、ミキサーでもみほぐすこと

例： 加工者 群馬県 群馬県〇〇市〇〇町1-1 加工者 群馬県 群馬県〇〇市〇〇町1-1

※あらかじめ処理してありますので十分に加熱してください。 ※筋切り処理してありますので十分に加熱してお召し上がりください。

- 生食用牛肉の表示 食品表示基準Q&A:別添生食用牛肉に関する事項を参照

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

2.畜産物の表示(名称と原産地)

全ての鳥卵に表示する事項

共通ルールとして **名称・原産地** を表示する。

名称

その内容を表す一般的な名称

原産地

- 国産品: **国産である旨**
(都道府県名、市町村名、一般に知られている地名)
- 輸入品: **原産国名**

食品表示基準 第18条、第22条関係
群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

2.畜産物の表示(表示例)

容器包装に入れられた鶏卵に表示する事項

名称	鶏卵(生食用)	「生食用」が「加熱加工用」の別
原産地	国産	
選別包装者	〇〇養鶏場株式会社 群馬県〇〇市△△町1-1	採卵者又は選別包装者の所在地及び氏名又は名称
賞味期限	〇.〇.〇	・生食用の場合、賞味期限内に使用する旨 ・飲食する際に加熱が必要かどうか
保存方法	10℃以下で保存してください	
使用方法	生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分加熱調理してください。	

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

食品表示基準Q&A 別添「魚介類の名称のガイドライン」

群馬県HPへ

3.水産物の表示(名称と原産地)

全ての水産物に表示する事項

共通ルールとして **名称・原産地** を表示する。

名称

→

原産地

→

国産品:水域名 地域名
○輸入品:原産国名

その内容を表す **一般的な名称**
※「魚介類の名称のガイドライン」

名称

→

原産地

→

国産品:水域名 地域名
○輸入品:原産国名

銚子沖
いわし
1尾 △△△円



食品表示基準 第18条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン(水産庁)」

群馬県HPへ

3.水産物の表示(原産地)

全ての水産物に表示する事項

- **国産品** **水域名又は地域名**(主たる養殖場が属する都道府県名をいう)
(水域名の表示が困難な場合は、水揚げ港名又は水揚げ港が属する都道府県名)
- **輸入品** **原産国名**
(水域名を併記することは可)

(例)国産品：銚子沖、富山湾、インド洋、清水港
輸入品：中国、韓国、ノルウェー、チリ

※水産物の輸入品の原産国は、漁ろう活動が行われた国及び漁獲を行った船舶が属する国。

※複数の原産地のものを混合している場合は、重量の割合の高い順に原産地を表示。

食品表示基準 第18条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について

3.水産物の表示(表示例1)

名称と原産地以外に表示する事項

(例) ばら売りのブラックタイガー

原産地

名称

インドネシア産 (養殖・解凍)

ブラックタイガー

1尾 △△△円

「養殖」、「解凍」の表示

※該当する場合に表示





食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

2 生鮮食品の表示について



3.水産物の表示(表示例2)

切り身又はむき身にした鮮魚介類であって、生食用のものに表示する事項

(例)パックされた生食用鮮魚介類

真鯛 刺身用(解凍)

〇〇県産(養殖)

「生食用」である旨、
「刺身用」でも可

消費期限 〇.〇.〇
4℃以下で保存

「消費期限」又は「賞味期限」
年月日で表示

〇円
お値段(円)

加工所の所在地及び
加工者の氏名又は名称

加工者 〇〇食品株式会社 群馬県〇〇市〇〇町1-1

密封された冷凍具柱及び冷凍えびは
内容量をg、kgで表示する。

食品表示基準 第18条、第19条、第22条関係

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

全3問



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題1

「生鮮食品(農産物)の表示」に関する次の①～④の記述の中で、その内容が正しいものを1つ選んでください

- ①原産地表示として、国産品であれば、国産である旨を表示する。
- ②「生しいたけ」において必ず表示すべき事項は、「名称」、「原産地」、「栽培者の氏名及び住所」である。
- ③容器・包装に入れられた玄米及び精米において、表示内容に責任を有する者の電話番号の表示が必要である。
- ④容器・包装に入れられた玄米及び精米において、複数原料米の場合、使用割合については、「%」で表示する。



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題1

答え：③

解説

- ①国産品であれば、**都道府県名**（市町村名、一般的に知られている地名でも可）を表示する。
- ②「生しいたけ」における必ず表示すべき事項は、「名称」、「原産地」、「**栽培方法**」である。
- ④「**割**」で表示する。



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題2

「生鮮食品（畜産物）の表示」に関する次の①～④の記述の中で、その内容が正しいものを2つ選んでください。

- ①原産地表示として、国産品であれば、国産である旨を表示する。
- ②A国で17か月飼養された家畜を国内へ輸入し、国内で11か月飼養され、と畜された食肉の原産地は「国産」である。
- ③テンダライズ処理など、病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行った場合には、処理を行った旨のみ表示する。
- ④容器包装に入れられた鶏卵に表示する事項の1つとして、生食用である旨又は加熱加工用である旨を表示する。



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題2

答え：①、④

解説

- ②飼養期間はA国の方が長いので、「A国産」である。
- ③処理を行った旨 及び
飲食に供する際に十分な加熱を要する旨 を表示する。



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題3

〇〇県で養殖されたぶりを、(株)〇〇スーパー 〇〇店のバックヤードで刺身用にカットし包装しました。
商品に次のように表示されていますが、表示内容の不備があります。
改善点を4つ挙げてください。

ぶり	〇〇県産
消費期限	〇月〇日
保存方法	4℃以下で保存してください
加工者	(株)〇〇スーパー 〇〇店



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

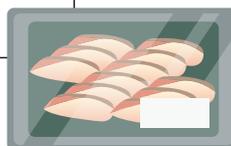
問題3

答え:

ぶり(刺身用) ○○県産(養殖)

※表示例

消費期限 ○年○月○日
保存方法 4℃以下で保存してください
加工者 (株)○○スーパー ○○店
○○県○○市○○町○ー○



群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

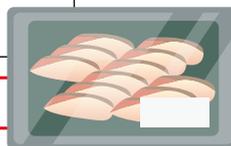
問題3

答え:

ぶり(刺身用) ○○県産(養殖)

※表示例

消費期限 ○年○月○日
保存方法 4℃以下で保存してください
加工者 (株)○○スーパー ○○店
○○県○○市○○町○ー○



① 生食用である旨 を表示する

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題3

答え:

ぶり(刺身用) ○○県産(養殖)

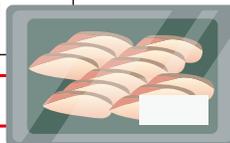
※表示例

消費期限 ○年○月○日

保存方法 4℃以下で保存してください

加工者 (株)○○スーパー ○○店

○○県○○市○○町○○



② 養殖された旨 を表示する

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題3

答え:

ぶり(刺身用) ○○県産(養殖)

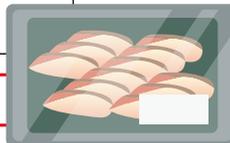
※表示例

消費期限 ○年○月○日

保存方法 4℃以下で保存してください

加工者 (株)○○スーパー ○○店

○○県○○市○○町○○



③ 消費期限を 年月日 で表示する

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課

生鮮食品の表示に関する問題

問題3

答え:

ぶり(刺身用) ○○県産(養殖)

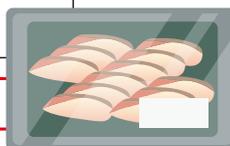
※表示例

消費期限 ○年○月○日

保存方法 4℃以下で保存してください

加工者 (株)○○スーパー ○○店

○○県○○市○○町○-○



④ 加工所の所在地を表示する

群馬県健康福祉部食品・生活衛生課
